

(1) 宮城県の棚田地域振興法関係の状況について

令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）し、法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定された。貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的としている。棚田地域振興法における、指定棚田地域の指定を受けることにより、「棚田地域振興関連事業」の様々な優遇措置を受けることができる。

なお、指定棚田地域のうち、一定条件を満たす棚田等は中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間直接支払」）の指定棚田地域振興活動加算（以下「棚田加算」）を受けることができる。

また、施行時は令和2年から6年度の時限立法だったが、令和7年から11年度の5年間延長された。法延長に伴い、棚田加算を受けるために必要な各棚田地域の棚田地域振興活動計画を内閣府の事務局に再申請した。

<県内の指定棚田地域>

旧大内村（丸森町）：令和4年2月指定→令和4年度から棚田加算

旧津山町（登米市）：令和4年8月指定→令和5年度から棚田加算（R7から加算取りやめ）

旧畑岡村（栗原市）：令和5年12月指定→令和6年度から棚田加算

旧千貫村（岩沼市）：令和5年12月指定→令和7年度から棚田加算

(2) 指定棚田地域の定義

①昭和25年2月1日における市町村（旧市町村）の区域

②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上あること

(3) 中山間地域等直接支払交付金における優遇措置

・特認地域の補助率嵩上げ

8法地域に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域（特認地域）は、指定棚田地域に位置づけられると、特認地域でなくなり、補助率が1/3から1/2になる。

・指定棚田地域振興活動加算

指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた場合、対象農用地（田：1/20以上、畑15°以上の急傾斜農用地）に対し、1万円/10aを加算。

ただし、以下の項目について1つずつ、3つ以上の目標を達成できなければ、遡及返還の必要がある。

①棚田等の保全

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

③棚田を核とした棚田地域の振興

(4) 棚田地域振興活動加算の目標について

丸森町大内青葉集落協定、栗原市若柳蓬田集落協定において、法延長に伴い令和7年度改めて棚田地域振興活動計画の再申請を行った。また、岩沼市志賀集落協定において、令和7年度から棚田加算に取り組み開始となったことから、要領の運用第8の2の(2)に基づき、加算の目標について確認及び意見聴取を行うもの。目標については次頁のとおり。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用の第8の2

「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

【棚田地域振興活動加算の目標】

丸森町大内青葉集落協定

ア 棚田等の保全

①耕作放棄地の発生防止及び解消

該当地域は、中山間地域等直接支払交付金の協定区域と同一の区域であることから、集落協定に基づく活動と併せて保全に取り組み、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに解消を目指す。（棚田等の維持管理のみの農地25haの内2haでエゴマやソバ、大豆、景観作物等の作付を行うと共に従来水稲作付け水田の復活を行う）

②担い手の確保

農地保全に取り組む人数を増加させる。（援農ボランティアや環境美化活動などを行う地区団体の青葉女子会（以下、女子会とする）等で令和6年度末で延べ20人を令和11年度までに延べ50人に増加させる、特に地域出身者で近隣市町村在住者）

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

③農作物の生産拡大

エゴマ、ソバ、大豆、水稲の作付面積を7haに拡大する。エゴマ、ゴマ等を使用した特産加工品の試作・開発を行う。特産加工品を地元の直売所やイベントで販売し販路を拡大する

④自然環境の保全・活用

教育機関と連携し、小中学生や高校生に向けた農作業体験活動を年1回実施する。鳥獣捕獲の箱わな等の有資格者を令和6年度末現在の3人から令和11年度までに5人に増員する。

⑤良好な景観の形成

ひまわり等の景観作物を栽培する。（棚田等の保全の目標値）
景観維持活動を年3回実施する。（清掃活動、援農ボランティア等）

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

⑥棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

援農ボランティアを継続的に実施し、参加者を確保する。（年2回程度実施し、5年間で10回行う）

地域の行事である「青葉まつり」を再開し、年1回実施する。

棚田地域の施設を活用した地場産野菜の販売や地元飲食店の出店等があるイベントである「青葉温泉カフェ」を年に2回開催し、年間約150人の来訪者を令和11年度末までに年間200人に増加させる。

⑦伝承文化の継承

宮城県指定重要無形文化財に指定されている大内青葉集落の「田植え踊り」や丸森町指定無形民俗文化財に指定されている「青葉神代神楽」等の伝統文化の保存継承に努める。（「青葉まつり」などの地域イベント等で年1回実施し、来訪者誘客する）

栗原市若柳蓬田集落協定

ア 棚田等の保全

- ①耕作放棄の発生防止及び維持
協定農用地及び農道等の協定農用地周辺の保安全管理を継続し、令和6年度の不作付地面積1.5haの縮小を目指す。
- ②担い手の確保
スマート農業のリモコン草刈機などを活用し作業の省力化や効率化に努め、活動組織の共同活動として、農用地の法面及び農道等の除草作業を年2回以上実施し、担い手が管理しやすい農用地の維持及び提供を目指す。
- ③生産性の向上
仙台市近郊の大学との連携事業時などに活用する農用地の転作作物（大豆、さつまいも及びそば）の作付面積の現状900㎡を維持する。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ④農産物の供給の促進
棚田で生産された「さつまいも」は、仙台市近郊の大学との連携事業や地域の収穫祭時のふるまいのほか、自治会や地域の農産物直売所で販売しているが、販売額を令和6年度の11,000円から60%以上増加の18,000円以上を目標に販売の促進を目指す。
- ⑤自然環境の保全・活用
棚田を活用した仙台市近郊の大学との連携事業として農作業体験や収穫祭をそれぞれ年1回以上開催し、当該企画に医療職者と連携した、食育や地域包括ケアシステム構築の推進を目指す。
- ⑥良好な景観の形成
農地については、若柳蓬田集落協定の構成員が適期に草刈り作業を実施するほか、活動組織の共同活動として農用地の法面及び農道等の除草作業を年2回以上実施し、棚田の景観維持を目指す。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ⑦棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
仙台市近郊の大学との連携事業を継続し、学生による農作業体験や新たに医療職者とも連携して蓬田地域住民との交流の場としての棚田の活用を推進し、新たな交流人口1人以上の確保を目指す。
- ⑧棚田を観光資源とした地域振興
令和2年度から始まった「よもぎだフォトコンテスト」を継続し、地域の宝である棚田の魅力を市内外に発信する。

岩沼市志賀集落協定

ア 棚田等の保全

- ①耕作放棄の発生防止及び削減
協定農地及び協定農地周辺のため池等の整備を行い、川子沢棚田及び八森棚田、田中棚田の不作付地0.94haの削減を目指す。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ②農産物の供給の促進
令和11年度までに志賀地域の棚田で作付けした水稻について棚田米としての28.2tを出荷し、販売額9,408,000円を目指す。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ③棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
学生等を対象とした農作業体験及び地域住民との交流を目的とした農村交流イベントを開催し、年間40名程度の参加者を確保する。